

施策の内容

(1) 公的医療保険制度の適正な運用

①生活習慣病の予防

市民が健康に生活できるよう、特定健康診査の受診を促進します。また、受診結果により特定保健指導の対象となった人に対しては、その受診を勧奨し、生活習慣病の予防に努めます。

②医療費の適正化

公的医療保険制度を健全に維持するため、年間を通して医療費通知をするとともに、重複、多受診世帯に対する適正受診の指導や、ジェネリック医薬品*の周知と利用促進を図り、医療費の適正化に努めます。

③収納率の向上

公的医療保険制度を健全に維持するため、コンビニエンスストアでの収納や口座振替など納付しやすい制度の周知や徴収体制の充実強化を図るとともに、短期被保険者証等の発行により面談の機会を増やすなどして、収納率の向上に努めます。

【主要事業】

◆特定健康診査等事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
特定健康診査受診率	40.4 %	41.7 %	65.0 %	60.0 %
国民健康保険税収納率	85.9 %	90.7 %	90.0 %	91.5 %

(2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発

公的医療保険制度・年金制度への市民の理解を深めるとともに、適切な制度加入等ができるように、広報紙・ホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより制度の周知に努めます。

(3) 国等への要望

①公的医療保険制度に関する要望

国民健康保険制度への国の財政支援の拡充と広域化により市町村が担う事務の平準化、効率化等が促進されるよう国に要望していきます。

②年金相談の要望

年金制度の理解促進と制度に対する不安解消を図るため、年金出張相談の充実を日本年金機構に要望していきます。

関連する計画・条例

- 岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画(平成25年度～平成29年度)
- 岩倉市国民健康保険条例
- 岩倉市国民健康保険税条例



第2章

自然と調和した安全でうるおいのあるまち

第1節 水辺環境の整備・活用	68
第2節 公園・緑地	72
第3節 環境保全	
1 総合的な環境政策の推進	76
2 廃棄物・リサイクル	80
3 生活環境の向上	83
第4節 防災・防犯	
1 防災・浸水対策	86
2 消防・救急	90
3 防犯・交通安全	94



水辺環境の整備・活用

現状と課題

- 水辺は、水生生物など様々な生き物にとって重要な生息空間であるとともに、市民生活にうるおいとやすらぎを与える空間となります。
- 本市の中心部を流れる五条川は、その水面と川岸を彩る桜並木や親水環境が一体となった風景として、市民にとって、ふるさとを意識する共有のシンボルとなっています。
- 五条川では、これまでも、市民が主体となって水に親しむためのイベントをはじめとして、清掃や自然生態系の保全再生、環境教育など、子どもたちも一緒になった市民活動が展開されています。
- また、五条川に関する整備計画に基づき、景観や親水性の向上を図るとともに、自然の保全再生や水と緑のネットワークの中心的な位置付けとして五条川とその周辺環境の整備を進めてきました。
- 一方で、都市化の進展により自然環境の一部ともなる農地や樹林が減少しているため、さらなる緑化推進やビオトープネットワークの形成により、生態系の保全など自然環境を守り育てていく必要があります。また、このためには、自然環境や生物多様性の大切さについて市民一人ひとりが意識を高め、行動していくことが求められています。
- 公共下水道の整備により五条川や水路における水質浄化が進んでいるものの、生物多様性の保全や水辺環境の親水性を高めていくためには、一層の水質浄化対策とともに冬季における五条川の流量確保が課題となっています。
- 自然との共生によるまちづくりの推進のために、より一層市民や事業者と協働しながら進めることを目的として、2014年(平成26年)3月に第3次五条川自然再生整備等基本計画を策定しました。この計画に基づき、五条川を中心として市下川や矢戸川なども含めた水辺環境整備等を実施していく必要があります。

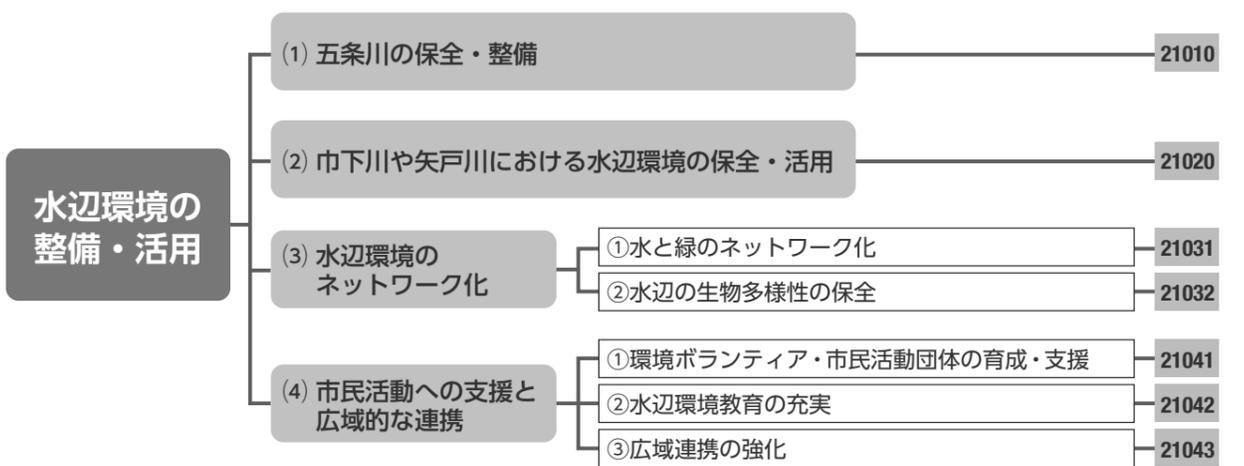
施策がめざす将来の姿

- 市民との協働により、多様な生き物が生息しやすい水辺環境が守られています。
- 環境学習等を通じて多くの市民が自然のすばらしさを理解し、自然を身近に感じています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2010年度(平成22年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
五条川などの水辺に親しみを感ずる市民の割合	71.8%	72.3%	75.0%	80.0%

施策の体系



施策の内容

(1) 五条川の保全・整備

五条川の自然環境を保全し、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進するために、五条川自然再生整備等基本計画に基づく、自然環境と調和した護岸整備などの多自然川づくりを県に要望し、自然と共生した川づくりを市民とともに推進します。

【主要事業】

- ◆五条川自然再生整備等基本計画推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
指標生物に基づく水質階級*	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ

(2) 市下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用

市下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用を図るために、関係機関との調整を行いながら、水辺環境整備などを促進します。また、アダプトプログラム*などを通じて市民や市民団体などと協働により環境の美化に努めます。

【主要事業】

- ◆アダプトプログラム事業
- ◆水辺環境整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
矢戸川大市場橋地点のBOD*値	2.7 mg/l	3.0 mg/l	2.3 mg/l	2.0 mg/l

基本計画の改訂にあたって

基本計画総論

安心していきいきと暮らせるまち

自然と調和した安全でうるおいのあるまち

豊かな心を育み人が輝くまち

快適で利便性の高い魅力あるまち

地域資源を生かした活力あふれるまち

市民とともに歩むひらかれたまち

資料編

(3) 水辺環境のネットワーク化

① 水と緑のネットワーク化

豊かな自然環境を守り育てるために、五条川や矢戸川、巾下川を中心とする水資源と、桜並木や街路樹などの市街地に点在する緑資源のネットワーク化を図ります。また、自然生態園や学校ビオトープ、農地なども含めて、五条川を中心としたビオトープネットワークの形成に努めます。

② 水辺の生物多様性の保全

生態系に配慮して水辺の生物の多様性を保全するために、自然再生や生物の保護育成をはじめ、水質の浄化や冬季における五条川の流量拡大、低水路の確保、多自然型河川整備などの取組を関係機関に要望します。

(4) 市民活動への支援と広域的な連携

① 環境ボランティア・市民活動団体の育成・支援

市民主体の環境保全活動を推進するため、環境ボランティアの育成や市民活動団体との連携・支援を行います。

② 水辺環境教育の充実

市民団体などとの連携により、小学校における水生生物調査や学校ビオトープなどを水辺環境の大切さについて学ぶ場とするとともに、水辺まつりや親子自然探検隊、クリーンアップ五条川などの市民団体による環境イベント等を通じて市民に対する意識啓発を図ります。

③ 広域連携の強化

広域的な観点から水辺環境の整備・活用を一体的に進めるために、県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを積極的に推進します。

【主要事業】

- ◆ 五条川親水事業
- ◆ 五条川水生生物調査
- ◆ 流域市町及び自然保護団体等連携事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2008年度(平成20年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
水辺まつり参加者数	706 人	550 人	800 人	800 人

関連する計画・条例

- 第3次五条川自然再生整備等基本計画(平成26年3月策定)
- 岩倉市都市計画マスタープラン(平成23年度～平成32年度)
- 岩倉市緑の基本計画(平成24年3月策定)
- 岩倉市環境の緑化に関する条例





現状と課題

- ・都市における公園・緑地は、人が集いふれあう憩いの場を提供すると同時に、災害時における避難所としての機能を有するなど重要な役割を担っています。
- ・本市では、地域住民と協働による公園整備を進め、現在 17 か所、計 4.89ha の都市公園を整備しました。しかし、市民 1 人当たりの面積は 1.03m² と県内平均 7.60m² を大きく下回っており、将来に向けた計画的な整備が必要となります。
- ・公園施設は、整備後 10 年以上経過しているものが多く、今後は老朽化による修繕や改修が集中することが懸念されます。また、腐食等の物的要因による事故を未然に防止し、安全・安心に利用できるようにするため、計画的な点検による不良箇所の早期発見及び補修が必要です。さらに、公園施設の長寿命化を図るために 2011 年度(平成 23 年度)に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化している施設の計画的な改修・更新が必要となります。
- ・公園が、地域に親しまれ大切に利用される公共施設となることをめざして、公園内の除草や清掃などの日常的な維持管理は、地元区や民間へ委託しています。今後も、清掃活動などを通じた地域住民との協働事業を展開することが大切です。
- ・本市は、森林などのまとまった緑地がない地形のため、五条川沿いの桜並木や自然生態園、市街地周辺の農地のほか、社寺林や屋敷林、街路樹などが、貴重な緑地空間として市民の憩いの場となっています。2011 年度(平成 23 年度)に見直した緑の基本計画で位置付けている五条川、矢戸川、巾下川を緑の軸とした水と緑のネットワークを形成するためには、公共緑化事業の推進や民有地における緑の保全を図るとともに、市民と行政が一体となって点在する緑をつなげる多面的な展開が必要となります。

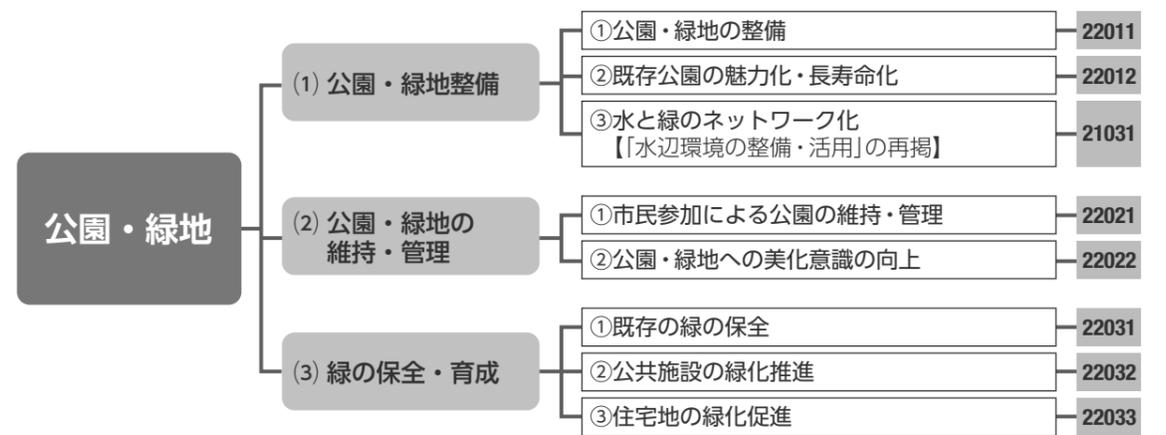
施策がめざす将来の姿

- 暮らしの身近な場所に、市民のだれもが気軽に憩える公園や緑地があります。
- 地域住民が自ら担い手となって、地域の公園が守り育てられています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
身近な公園・緑地の多さに満足している市民の割合	76.6 %	77.1 %	79.0 %	82.0 %

施策の体系



施策の内容

(1)公園・緑地整備

①公園・緑地の整備

公園・緑地の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、平成 23 年度に見直しをした緑の基本計画を基に、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。

②既存公園の魅力化・長寿命化

地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、施設等の更新の際には、地域住民のニーズを反映させるなど特色のある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図ります。

③水と緑のネットワーク化

「水辺環境の整備・活用」の再掲(P70)

【主要事業】

◆公園整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2008年度(平成20年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
公園等の整備・管理に満足している市民の割合	72.3 %	74.3 %	75.0 %	78.0 %
多目的トイレが整備された公園数	11 園 (H21)	16 園	13 園	16 園

基本計画の改訂にあたって

基本計画総論

安心していきいきと暮らせるまち

自然と調和した安全でうるおいのあるまち

豊かな心を育み人が輝くまち

快適で利便性の高い魅力あるまち

地域資源を生かした活力あふれるまち

市民とともに歩むひらかれたまち

資料編

(2)公園・緑地の維持・管理

①市民参加による公園の維持・管理

身近な公園に対する地域住民の愛着を育むために、地元区に植栽や公園施設の維持・管理業務を委託するなど、地域単位での主体的な公園の維持・管理を推進します。また、アダプトプログラム*などを活用して、市民やボランティア団体などの参加と協力により清掃等が行われる公園の拡充に努めます。

②公園・緑地への美化意識の向上

広報紙やホームページ、学校教育や生涯学習活動等を通じて公園・緑地の美化の啓発に努めます。

【主要事業】

◆都市公園管理事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
アダプトプログラムなどの清掃が実施されている公園数	8 園	7 園	10 園	12 園
アダプトプログラムなどの清掃を実施している団体数	—	10 団体	—	13 団体

(3)緑の保全・育成

①既存の緑の保全

地域で親しまれ大切にされている大木や古木などの身近な緑を守るため、保護樹・保護樹林*の指定制度を活用して社寺境内等の樹木や樹林、あるいは、屋敷林など民有地の緑を保全します。

②公共施設の緑化推進

新たな緑を育成していくため、公共施設のオープンスペースにおける植栽や道路の街路樹などの緑化を推進します。

③住宅地の緑化促進

うるおいとゆとりのある生活と地球温暖化*防止などのため、緑を積極的に取り入れた住宅の建設に関する啓発に努めます。また、花のあるまちづくり事業により、住宅地の緑化を促進します。

【主要事業】

- ◆公共緑化事業
- ◆保護樹林等指定事業
- ◆花のあるまちづくり事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
公共施設緑化率 (緑の基本計画に基づく)	—	15.3 %	—	16.0 %
保護樹	92 本	88 本	95 本	100 本
保護樹林	9 か所	9 か所	10 か所	10 か所

関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン(平成 23 年度～平成 32 年度)
- 岩倉市緑の基本計画(平成 24 年 3 月策定)
- 岩倉市「人にやさしい街づくり」計画(平成 8 年 3 月策定)
- 第 3 次五条川自然再生整備等基本計画(平成 26 年 3 月策定)
- 第 2 次岩倉市地球温暖化対策実行計画(平成 25 年度～平成 29 年度)
- 岩倉市都市公園条例
- 岩倉市環境の緑化に関する条例



第3節 環境保全

1 総合的な環境政策の推進

現状と課題

- ・地球温暖化*をはじめ、大気汚染や水質汚濁、エネルギー資源対策など、今日の地球規模の環境問題は、異常気象や生態系への影響など生活に身近なところでも顕在化してきており、これらは主に日常の市民生活や事業活動によるものが原因となっています。
- ・環境問題への対応は、市民・事業者・行政がそれぞれ役割を果たしながら協働によって、自然と共生し地球環境にやさしい取組をしていくことが求められています。
- ・地球温暖化対策として温室効果ガスを発生しない、原子力エネルギーや再生可能エネルギーの活用が目指されてきましたが、2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、原子力への依存度を下げ、より再生可能エネルギーの活用が求められています。その一方で、温室効果ガス削減率を見直すなど、意識の変革を迎えています。
- ・本市では、2001年(平成13年)に環境保全率先計画を策定し、一事業所として市が行う事務、事業において環境に配慮した取組を実践してきました。2009年(平成21年)には、地球温暖化防止対策を進めるための具体的行動指針を示した地球温暖化対策実行計画*を策定し、公共施設などにおける温室効果ガスの削減に取り組んできました。この計画については、目標値を大きく上回る削減を達成しました。更なる削減に努めるため、2014年(平成26年)には第2次地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設などにおける温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- ・本市では、2012年(平成24年)に岩倉市環境基本条例を制定し、環境行政を進めていくうえでの基本的な方向を明らかにしました。2013年(平成25年)には環境都市宣言を行い、更に同年、環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策や事業を総合的・計画的に推進しています。
- ・今後は、本市区域内における市民生活や事業活動などから排出される温室効果ガス抑制等のための地球温暖化対策地域推進計画*の策定に向けた調査・研究が課題です。
- ・うるおいのある生活環境を育むとともに、身近な場所で自然に親しみ、自然の持つ機能や役割、自然の仕組みに対する理解を深める場として、市内に残された自然環境を保全していくことが求められています。
- ・また、近年は、生物多様性の重要性が指摘されており、その保全が大きな課題となっています。生物や生態系の変化などを把握するために、市民団体との協働により五条川や自然生態園などで動植物の生息調査を実施しました。今後は、市内全域の動植物の生息調査が必要となっています。
- ・自然環境の保全や自然にやさしい環境づくりを推進するためには、多様な主体が参加・連携し、その必要性を学ぶ場の整備や機会の充実などが求められています。

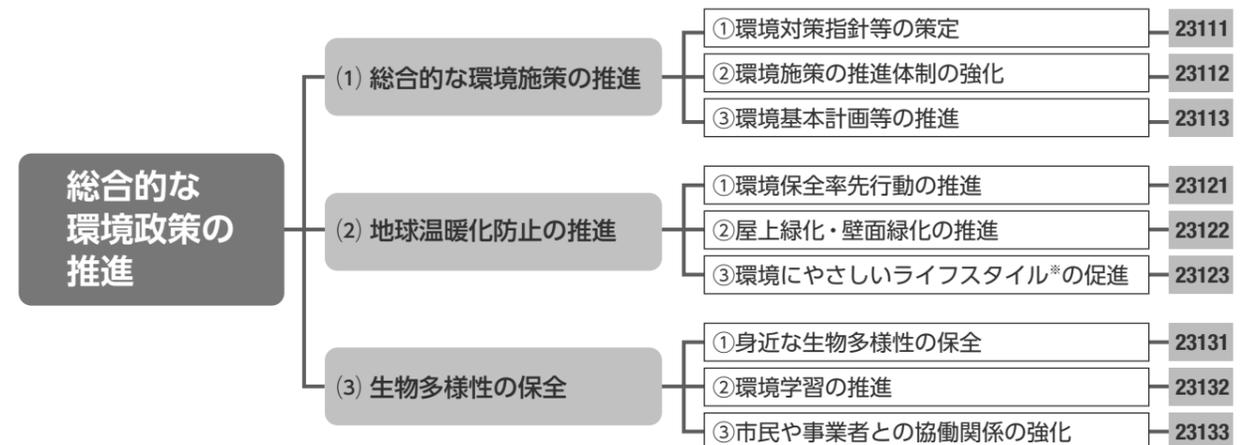
施策がめざす将来の姿

- 市民・事業者・行政それぞれが、地球環境に配慮した活動に取り組んでいます。
- 身近な自然環境において多様な動植物の生息環境が守られ、自然とふれあえる場所が増えています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
二酸化炭素(CO ₂)削減やリサイクルなどの環境対策に満足している市民の割合	77.5%	78.9%	80.0%	85.0%
身近に生き物や自然が多いと感じている市民の割合	50.3% (H22)	47.5% (H26)	55.0%	60.0%

施策の体系



施策の内容

(1) 総合的な環境施策の推進

① 環境対策指針等の策定

地域における地球環境保全の施策を具体化する行動計画として地球温暖化対策地域推進計画を策定します。また、一般廃棄物処理計画などの既存計画の見直しを進めて、環境施策の継続的な推進を図ります。

② 環境施策の推進体制の強化

地域における環境保全活動・地球温暖化防止活動の普及・啓発を進めながら、環境施策の着実な推進を図るために、環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、関係部署による計画推進組織の充実や関係機関との連携を強化します。

③ 環境基本計画等の推進

様々な環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境基本計画や第2次地球温暖化対策実行計画などの各種計画を推進します。また、計画を推進する中で、環境学習・環境教育を通じて市民一人ひとりの自覚と主体的行動を促し、環境モラル及びマナーの向上を図ります。

基本計画の改訂にあたって

基本計画総論

安心していきいきと暮らせるまち

自然と調和した安全でうるおいのあるまち

豊かな心を育み人が輝くまち

快適で利便性の高い魅力あるまち

地域資源を生かした活力あふれるまち

市民とともに歩むひらかれたまち

資料編

【主要事業】

- ◆環境基本計画推進事業
- ◆地球温暖化対策地域推進計画策定

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
環境基本計画策定	—	策定	策定	—
地球温暖化対策地域推進計画策定	—	—	—	策定

(2) 地球温暖化防止の推進

① 環境保全率先行動の推進

第2次地球温暖化対策実行計画に基づき、環境配慮型製品の購入などの市の率先行動を一層推進します。また、これまでの実践活動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝え、地域における自主的な行動を促します。

② 屋上緑化・壁面緑化の推進

地球温暖化の防止やヒートアイランド現象*の緩和に効果のある屋上緑化・壁面緑化を公共施設に率先して導入します。また、市民や事業者に対しても、住宅地やオフィスビル、工場などにおける屋上緑化・壁面緑化の普及を促進します。

③ 環境にやさしいライフスタイルの促進

家庭や地域において環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を図るために、エコマーク商品*の購入や省エネ型家電**への転換などエコライフ**に関する様々な知識や情報、技術を紹介するとともに、太陽光発電システムやエコカーなどの環境配慮型の技術・製品の利用促進を図るための情報提供や助成事業などを推進します。

【主要事業】

- ◆地球温暖化対策実行計画推進事業
- ◆地球温暖化対策地域推進事業
- ◆緑のカーテン事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
住宅用太陽光発電システム設置費補助件数 [[住宅]の再掲(P146)]	21 件	73 件	60 件	60 件
公共施設における緑のカーテン設置箇所数	2 箇所	16 箇所	26 箇所	26 箇所

(3) 生物多様性の保全

① 身近な生物多様性の保全

生物多様性の保全を図るとともに、子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生物調査や環境保全などの取組を推進します。また、生物多様性と外来生物の問題に対する認識を深めるため、市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査等を実施します。

② 環境学習の推進

市民一人ひとりが環境保全の担い手となることができるように、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園や五条川等を拠点として環境学習などのプログラムや情報提供を充実します。

③ 市民や事業者との協働関係の強化

地域ぐるみによる自然環境の保全を推進するために、自然や環境に関わる市民の自主的な活動の促進・支援を図ります。また、市民・事業者・行政が相互に役割を果たしながら協働により環境保全に取り組んでいけるよう、市民団体等による協議組織の設立に努めます。

【主要事業】

- ◆自然生態園施設管理事業
- ◆生き物生息調査
- ◆環境フェア

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
自然生態園で生息するトンボの種類	18 種	15 種	26 種	26 種
環境フェア参加者数	897 人	743 人	1,000 人	1,100 人

関連する計画・条例

- 岩倉市環境基本計画(平成25年度～平成34年度)
- 第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画(平成25年度～平成29年度)
- 第4次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画(平成25年度～平成30年度)
- 岩倉市環境基本条例
- 岩倉市清潔で美しいまちづくり条例
- 岩倉市環境の緑化に関する条例
- 岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

基本計画の改訂にあたって

基本計画総論

安心していきいきと暮らせます

自然と調和した安全で快適なまちづくり

豊かな心を育み人が輝くまち

快適で利便性の高い魅力あるまち

地域資源を生かした活力あふれるまち

市民とともに歩むひらかれたまち

資料編



第3節 環境保全

2 廃棄物・リサイクル

現状と課題

- これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムにより享受してきた豊かで便利な生活の代償として、地球規模での環境破壊や資源の枯渇、有害物質による汚染などが深刻化してきています。中でも、人間の活動のあらゆる場面で排出される廃棄物は、環境に大きな負荷を与えている要因の一つであり、循環型社会*に向けた発生・排出の抑制やリサイクルの推進などの取組の強化が必要となっています。
- 国では、循環型社会形成推進基本法*などの関係法令が整備され、廃棄物・リサイクル対策に関するシステムは確立されてきています。本市では、他自治体に先駆けて分別収集を実施するなど、市民の協力の下でごみの減量化・資源化に取り組んできました。
- 今後、さらにごみの排出抑制を推進していくためには、余分な物の購入を控え、「もったいない精神」で物を大切に長く使うライフスタイル*へ切り替えるとともに、リデュース (Reduce: 発生抑制)、リユース (Reuse: 再利用)、リサイクル (Recycle: 再生利用) の3R (スリーアール) への関心を喚起し、ごみ減量と資源化を社会に定着させていくことが必要です。2011年(平成23年)には、毎月1回の日曜資源回収を開始し、2013年(平成25年)には、月4回の実施まで拡大しました。また、2015年(平成27年)には、市民の資源排出機会の拡大につなげるため、平日の資源回収の場として「e-ライフプラザ」を開設しました。
- ごみを排出する一人ひとりが、家庭、職場、地域における生活の様々な局面で、ライフスタイルの見直しや3Rを意識し、実行することが求められており、市民と事業者、行政の協働により、そのための取組を推進していかなければなりません。
- 本市では、レジ袋有料化取組参加店の協力を得て、2008年(平成20年)10月からレジ袋の有料化が行われておりますが、2015年(平成27年)4月現在では、8事業者9店舗となっており、開始当初に比べ、他店競合等の理由により参加店舗がやや減少しています。引き続き、協力店の拡大に向けた取組を進める必要があります。
- ごみや環境問題などに関する積極的な情報の提供、啓発、PR活動などを行政区等や市民団体などの協力を得て行っていくとともに、市民団体の組織づくりや各行政区等の自主的な活動を支援することが必要です。
- また、廃棄物の不法投棄については、一つの不法投棄が新たな不法投棄を誘うことにもなることから、未然防止対策や早期発見・回収など、迅速な対応が求められています。2012年度(平成24年度)から、不法投棄重点対策地域や地元からの要望のあった場所に移動式不法投棄防犯カメラを設置し、不法投棄の抑制に努めています。
- 一方、道路、堤防等への不法投棄とは異なる通常のごみ集積場所へのルール違反が問題となっており、正しいごみ出しルールを広く市民に定着させるための取組が必要となっています。
- 一般廃棄物の処理については、ごみ処理は小牧岩倉衛生組合で、また、し尿処理については3市2町(犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町)による愛北広域事務組合で共同処理を行っていますが、両組合の施設の計画的な更新・整備と適切な管理運営が求められています。

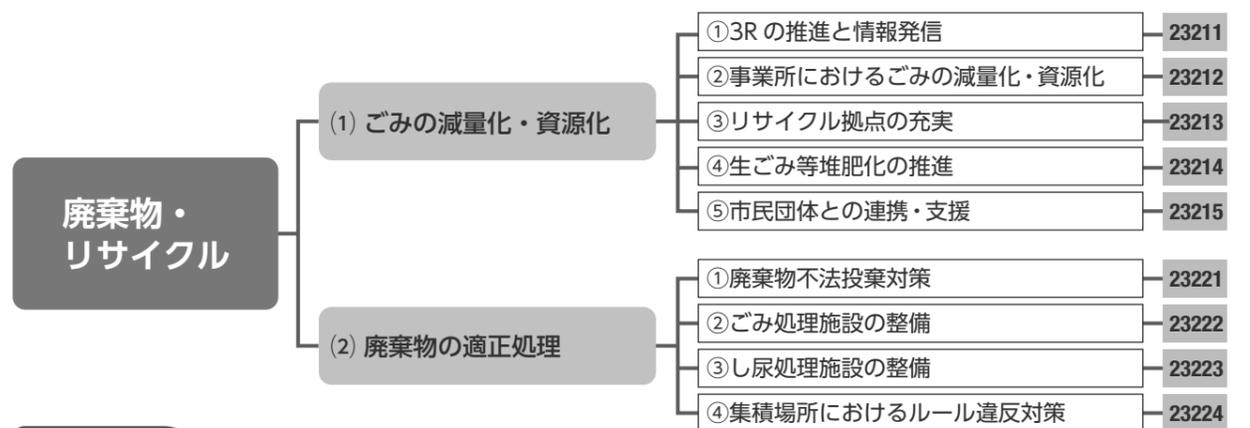
施策がめざす将来の姿

- 市民や事業者、行政が協働して3Rの取組を推進し、循環型社会が構築されています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
市民1人当たりのごみ排出量	504 g/日	476 g/日	450 g/日	430 g/日
ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合	73.1 % (H22)	65.5 %	75.0 %	78.0 %

施策の体系



施策の内容

(1) ごみの減量化・資源化

①3Rの推進と情報発信

広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を充実するとともに、分別収集の徹底やレアメタル*含有製品、BDF*生成用廃食用油の回収などの分別品目の拡大、環境配慮型の製品や再生品の使用推進などによって3Rを推進し、ごみの減量化・資源化を一層推進します。

②事業所におけるごみの減量化・資源化

事業系ごみの減量及び資源化のPRを行うとともに、減量計画書の作成、レジ袋の有料化の推進、適正包装の普及、ごみの自主回収などについて訪問指導を行い、事業所から発生するごみの減量化・資源化に努めます。

③リサイクル拠点の充実

市民の資源排出機会を増やすために日曜資源回収やe-ライフプラザの利用促進を図るとともに、更なる利便性の向上のために開設日時の拡大について研究・検討を行います。また、3R活動の普及・啓発を図るために、市民が集まるイベントなどにおいてリサイクル品の提供の呼びかけや展示・販売を実施します。

④生ごみ等堆肥化の推進

生ごみの減量・資源化を推進するために、生ごみ処理機の普及を促進するとともに、市民団体等の活動を支援しながらボカシ*の普及と使用促進に努めます。また、樹木の剪定枝や落ち葉の資源化・堆肥化の調査・研究を進めます。

⑤市民団体との連携・支援

地域ぐるみでごみの減量と資源化を進めるために、3R活動などの環境関連の活動に取り組む市民団体との連携を図るとともに、こうした市民主体の活動が充実するように、組織づくりや自主的な活動を支援します。

【主要事業】

- ◆親子ごみ探検教室
- ◆粗大ごみ有料戸別収集事業
- ◆生ごみ処理機購入助成事業

基本計画の改訂にあたって

基本計画総論

安心していきいきと暮らせるまちづくり

自然と調和した安全でうるおいのあるまちづくり

豊かな心を育み人が輝くまち

快適で利便性の高い魅力あるまち

地域資源を生かした活力あふれるまち

市民とともに歩むひらかれたまち

資料編



第3節 環境保全

3 生活環境の向上

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
ごみの資源化率(公共分のみ)	28.5 %	23.0 %	31.0 %	24.0 %
レジ袋辞退率	89.5 %	89.8 %	90.0 %	91.0 %

(2) 廃棄物の適正処理

① 廃棄物不法投棄対策

廃棄物の不法投棄を防止するために、警察や県等の関係機関や地域と連携を図りながら、警告看板や移動式不法投棄防犯カメラの活用、パトロール等による周知・啓発を行うとともに、早期の発見及び回収を実施します。

② ごみ処理施設の整備

小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営及び計画的な施設の更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。

③ し尿処理施設の整備

愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。また、し尿処理施設からの処理水の適正処理について検討を行います。

④ 集積場所におけるルール違反対策

ごみ集積場所のルールとマナーの遵守を普及・啓発していくとともに、混合排出、日時を無視した排出など特にマナーの悪い集積場所については、移動式不法投棄防犯カメラの活用等によりルールを徹底させていくことを検討します。

【主要事業】

- ◆小牧岩倉衛生組合負担金
- ◆愛北広域事務組合負担金

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
不法投棄件数	28 件	10 件	23 件	20 件

関連する計画・条例

- 岩倉市環境基本計画(平成25年度～平成34年度)
- 第4次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画(平成25年度～平成30年度)
- 岩倉市分別収集計画(平成26年度～平成30年度)
- 第2次岩倉市生活排水処理基本計画(平成28年度～平成37年度)
- 岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

現状と課題

- ・生活型・産業型公害に関連する大気・水環境の保全や化学物質による環境影響の低減対策等を推進するとともに、環境汚染の防止対策、公害の未然防止・救済対策など、環境政策の基本である市民生活の安全・安心の確保に向けた取組を着実に実施していく必要があります。
- ・騒音、振動及び悪臭は、公害の中でも市民の生活に直接影響を及ぼすものであり、その発生源も多種多様となっているため、その解決にあたっては個々の原因を的確に把握することが重要となります。
- ・自動車騒音については、2012年度(平成24年度)より県から権限移譲を受け、常時監視に係る事務を行っていますが、騒音や振動など県や市の条例に基づく指導には、強制力はないため、解決に時間がかかることが課題です。
- ・アダプトプログラム*やクリーンチェックいわくらなどの環境美化活動には、多くの市民・事業者・地域等が参加しており、清潔で美しいまちづくりは、市民、地域間に定着してきています。今後も、こうした活動により多くの市民等の参加を得ながら、良好な生活環境を確保していく必要があります。
- ・雑草が生い茂ったまま放置された空き地等は、害虫の発生や火災、不法投棄などを招くおそれがあります。また、空き地の苦情件数も2014年度(平成26年度)は、2009年度(平成21年度)に比べ、2割ほど増えており、こうした土地の所有者等に対しては、適正な管理を指導する必要があります。
- ・斎場については、愛北広域事務組合で業務を行っており、施設の計画的な整備や周辺環境も含めた適切な管理運営が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 公害のない環境が保全され、快適で安全なまちになっています。
- 市民一人ひとりが環境美化活動に取り組み、清潔で美しいまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
公害(騒音・振動・水質汚濁等)の防止対策に満足している市民の割合	71.2 %	74.9 %	75.0 %	80.0 %
空き地等の雑草の手入れの状態に満足している市民の割合	74.9 %	70.3 %	80.0 %	85.0 %

基本計画の改訂にあたって

基本計画総論

安心していきいきと暮らせるまち

自然と調和した安全でうるおいのあるまち

豊かな心を育み人が輝くまち

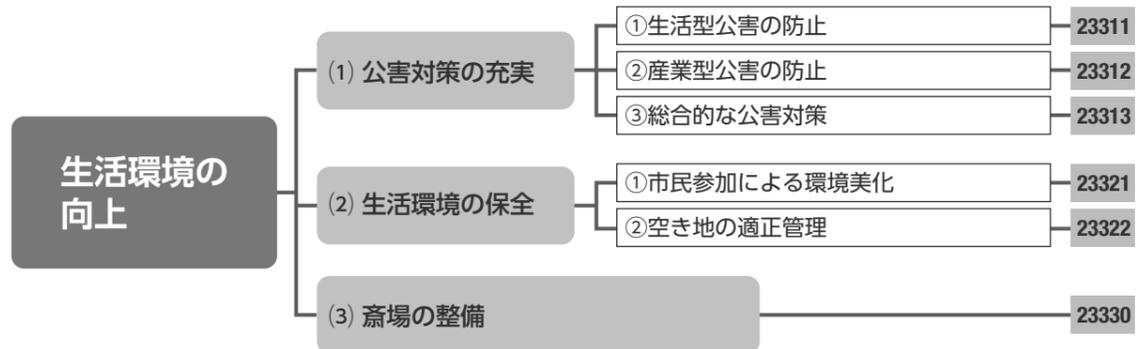
快適で利便性の高い魅力あるまち

地域資源を生かした活力あふれるまち

市民とともに歩むひらかれたまち

資料編

施策の体系



施策の内容

(1) 公害対策の充実

①生活型公害の防止

日常生活に起因する騒音や振動、悪臭、雑草などの公害については、実態の把握や個別指導を通じて速やかな解決を図ります。また、環境にやさしい生活・活動を促すための啓発・学習の取組を充実し、環境意識の高揚及び生活モラルの向上を図り、生活型公害の未然防止に努めます。

②産業型公害の防止

工場から発生する騒音・振動等の事業活動に起因する公害を防止するため、迅速に実態把握を行うとともに、事業者自ら環境負荷の低減に努めるように公害防止施設・設備の整備や改善等の指導・要請を行います。

③総合的な公害対策

大気汚染や水質汚濁、航空機騒音、振動等の測定調査により環境汚染や公害の実態監視を強化します。また、県と連携を図りながら法令等に基づき迅速に指導を行うなど発生源への防止対策を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。

【主要事業】

◆水質調査・流量調査

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
公害苦情処理件数	98件	101件	70件	60件
五条川待合橋地点のBOD*値	2.5 mg/l	2.0 mg/l	2.5 mg/l	2.0 mg/l

(2) 生活環境の保全

①市民参加による環境美化

より多くの市民が環境美化に取り組み、市民自らが清潔で美しいまちづくりの担い手となるよう、地域や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかけるとともに、ポイ捨て・ふん害対策など美化活動への意識啓発を行います。

②空き地の適正管理

空き地については、環境衛生だけでなく防火や防犯、景観等の面からも適正な管理が求められることから、実態把握及び所有者等に対する指導を徹底します。

【主要事業】

- ◆アダプトプログラム事業
- ◆クリーンチェックいわくら
- ◆環境ボランティア育成・確保事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
アダプトプログラム里親登録者数	2,217人	2,300人	2,700人	2,800人
クリーンチェックいわくら参加者数	8,366人	7,812人	8,400人	8,400人

(3) 斎場の整備

愛北広域事務組合の構成市として、斎場の計画的な整備・維持管理に努めるとともに、効率的・効果的な事業運営に努めます。

【主要事業】

◆愛北広域事務組合負担金

関連する計画・条例

- 岩倉市環境基本計画(平成25年度～平成34年度)
- 岩倉市環境基本条例
- 岩倉市清潔で美しいまちづくり条例



第4節 防災・防犯

1 防災・浸水対策

現状と課題

- ・近年、南海トラフ地震*の発生が懸念されるとともに、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も増加しています。市民意向調査においても、防災・浸水対策は最も重要度の高い施策に挙げられていることから、市民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の構築が求められます。
- ・本市は、2003年(平成15年)12月に東南海・南海地震防災対策推進地域*(2014年(平成26年)3月からは南海トラフ地震防災対策推進地域*)に指定されたことを受けて避難所資機材*の整備を進めています。
- ・地域防災計画に基づき、総合的な防災訓練などを通して防災組織の連携強化を進めています。市が実施する総合防災訓練については訓練項目の見直しを行い、より実践的な参加型・体験型の訓練を中心に実施しています。
- ・地域における自助・共助*の向上による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団や自主防災組織、防災ボランティアなどの充実強化が重要です。また、災害時における自主防災組織等への情報発信・伝達システムとして2014年(平成26年)4月から同報系防災行政無線の運用を開始し、より迅速な情報伝達が可能となりました。
- ・東日本大震災の教訓から、災害対策基本法が改正され、要配慮者*のうち、避難行動要支援者*の名簿を作成することが義務付けられました。対象となる人に法改正の趣旨を周知し、1人でも多くの人に平常時からの情報提供について同意をもらうことで、自主防災組織等と連携し、円滑な避難、人命の救助につなげる仕組みを構築する必要があります。
- ・浸水対策については、これまでに都市下水道や雨水貯留施設の整備、排水路の整備等を進めてきました。しかし、近年はヒートアイランド現象*等の関連性も指摘されている短期集中豪雨が頻発し、浸水被害の危険性が增大しています。
- ・浸水被害を解消するために、2005年度(平成17年度)に策定した下水道(雨水)整備計画により雨水貯留施設や排水路整備の計画的な推進が必要となっています。

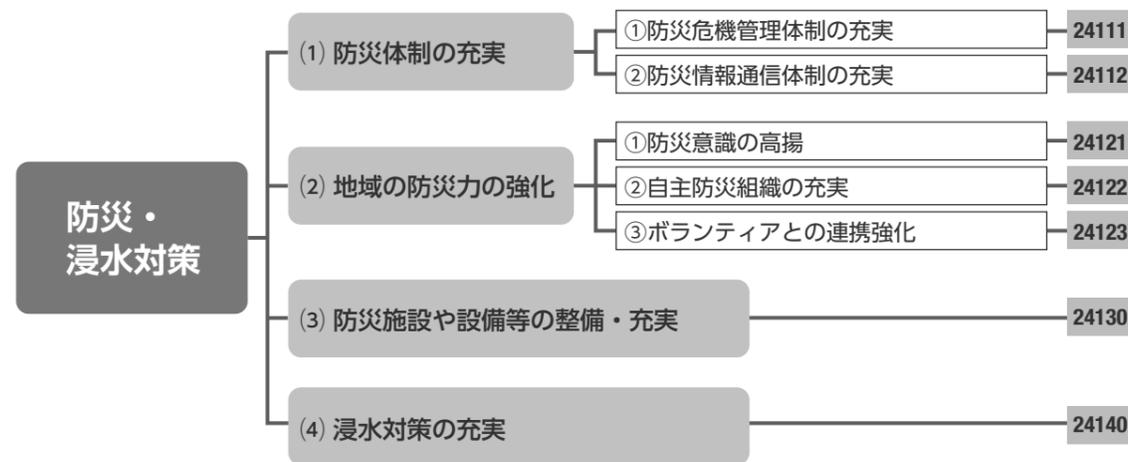
施策がめざす将来の姿

- 行政の防災・危機管理能力が高まり、災害に対する不安が少ないまちになっています。
- 自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。
- 浸水被害が軽減され、安全に暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
地震や浸水などの防災対策に満足している市民の割合	66.3%	72.4%	68.0%	80.0%

施策の体系



施策の内容

(1) 防災体制の充実

① 防災危機管理体制の充実

防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等を含めた総合防災訓練の充実を図ります。また、自主防災会が実施する地域合同防災訓練への職員の参加や、業務継続計画(BCP)*を実効性のあるものにしていくことで、危機管理体制の充実に努めます。

② 防災情報通信体制の充実

災害情報や被害報告の迅速かつ的確な収集・伝達のために、防災行政無線等の通信機器の充実を図ります。また、いち早く市民に災害情報などを配信するため、同報系防災行政無線、ほっと情報メール等を活用し、情報伝達に努めます。

【主要事業】

- ◆総合防災訓練
- ◆ほっと情報メール(防災情報)配信

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
ほっと情報メール登録者数(防災情報)	—	2,012人	—	3,200人

基本計画の改訂にあたって

基本計画総論

安心していきいきと暮らせるまち

自然と調和した安全でうるおいのあるまち

豊かな心を育み人が輝くまち

快適で利便性の高い魅力あるまち

地域資源を生かした活力あふれるまち

市民とともに歩むひらかれたまち

資料編

(2) 地域の防災力の強化

① 防災意識の高揚

広報紙やホームページで防災に対する意識啓発を図ることで、自分の身は自分で守るという「自助」の意識を高めるとともに、災害に備えた情報提供や各地区で実施する自主防災訓練及び研修等を実施して、市民の危機管理意識の向上や避難場所の周知徹底を図ります。

② 自主防災組織の充実

市内全域で組織されている自主防災組織の強化を図り、隣近所が助け合って地域を守るという「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実を図ります。また、避難行動要支援者の把握や安否確認に地域全体で取り組めるように努めます。

③ ボランティアとの連携強化

災害時に必要な機動性や柔軟性を持つボランティアが円滑に活動できるようにするために、社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携・協力しながら、ボランティアコーディネーターの養成や災害時のボランティアの受入体制づくりなど、ボランティアとの連携強化を進めます。

【主要事業】

- ◆ 消防施設補助事業
- ◆ 自主防災会防災訓練
- ◆ 防災対策用備品等整備費補助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
自主防災会地域合同 防災訓練の実施校区数	—	4校	—	5校
地震に備えて家具などの 転倒防止器具を取り付けている 市民の割合	41.3% (H22)	46.8%	43.0%	50.0%

(3) 防災施設や設備等の整備・充実

災害発生に備え、災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。また、被害を最小限にするため住宅の耐震化・不燃化の促進とともに、災害時における応急、復旧対策を円滑に行うため避難場所や防災活動拠点施設などの充実を図ります。

【主要事業】

- ◆ 避難所資機材整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
公共施設耐震化率	40.9%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 浸水対策の充実

集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道(雨水)整備計画に基づき、雨水貯留施設の設置や排水路の整備改修、排水機場等の適切な維持管理、さらに下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用のPRに努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を推進します。

【主要事業】

- ◆ 雨水地下貯留施設設置事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
下水道(雨水)整備計画に基づく 雨水貯留施設整備進捗率	12.4%	20.3%	20.3%	44.1%

関連する計画・条例

- 岩倉市地域防災計画(昭和58年7月策定)
- 岩倉市耐震改修促進計画(平成25年度～平成32年度)
- 岩倉市下水道(雨水)整備計画(平成18年度～平成47年度)
- 岩倉市都市計画マスタープラン(平成23年度～平成32年度)
- 岩倉市業務継続計画(平成26年12月策定)



2 消防・救急

現状と課題

- 近年、大規模な自然災害や複雑・多様化する特殊災害、新種の疾病など、消防・救急を取り巻く環境は大きく変化しており、その重要性はますます高まっています。
- 今後、高齢化社会の進展に伴う救急需要の増大への対応をはじめ、市民の安全・安心を確保していくためには、火災や事故、災害に迅速かつ確に対応できる消防・救急体制のさらなる充実・強化や職員の高度な知識・技術の習得が必要となります。
- 地域の防災活動の要となる消防団活動の充実・強化を図るうえで、消防団の施設や装備の充実、教育訓練などが重要です。また、近年の社会環境の変化等から、消防団員の確保や消防団員の高齢化などが課題となっています。
- 消防通信指令事務の共同運用体制を検証し、大規模災害への対応に必要な近隣市町との連携・協力のさらなる強化及び消防の広域化についての検討が必要です。
- 近年、社会問題化している緊急性を要しない傷病者の救急要請が多くなってきていることから重症者への対応の遅れが危惧されています。このため、市民に救急車の正しい利用についての普及・啓発が求められています。
- 本市では、公共施設へのAED(自動体外式除細動器)*の設置を進めています。救命率を高めるためには、救命現場に居合わせた人による応急手当が非常に有効であり、より多くの市民にAEDの取扱方法も含めた普通救命講習*等への参加を促す必要があります。
- 火災から尊い命を守るために、市民の防火意識の高揚や防火対象物などの防火管理体制の強化を図るとともに、住宅用火災警報器の設置についても促進する必要があります。

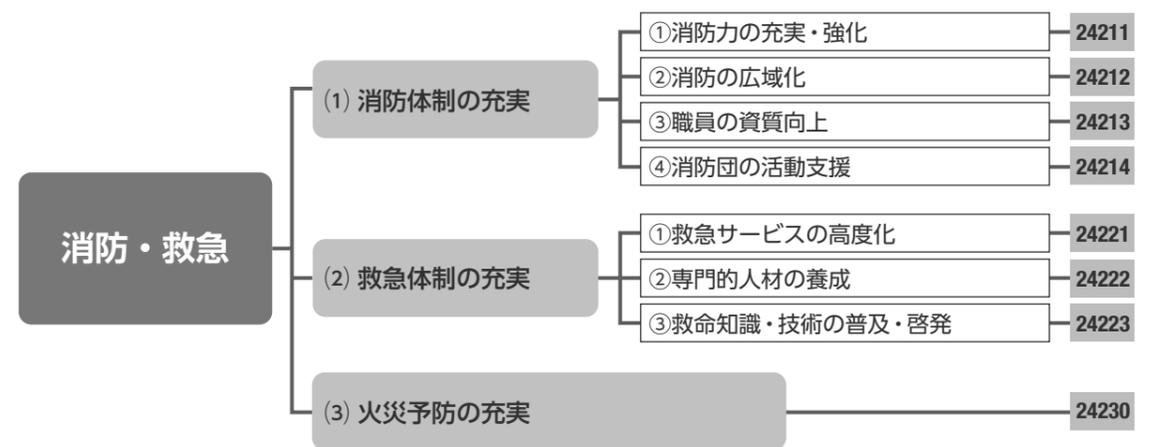
施策がめざす将来の姿

- 緊急時に迅速、的確に対応できる消防・救急体制が整備され、消防・救急への安心感が高まっています。
- 地域の自主防災訓練や救命講習等に積極的に参加している市民が多いまちになっています。
- 消防団の活動環境が整備され、士気が一層高揚し、市民の安心感が高まっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
消防・救急体制に満足している市民の割合	83.4 %	84.2 %	86.0 %	90.0 %

施策の体系



施策の内容

(1) 消防体制の充実

① 消防力の充実・強化

火災や事故などの災害の発生時に迅速・確実に対応するため、消防施設の整備や装備、消防水利の充実を図ります。

② 消防の広域化

増大する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図るとともに、スケールメリットを生かした消防体制の充実・強化をめざして、消防通信指令事務の共同運用体制を検証する中で広域化の検討を進めます。

③ 職員の資質向上

高度な知識・技術を習得するために消防職員の教育訓練を充実し、組織の総合力強化に努めます。

④ 消防団の活動支援

地域に密着した消防防災活動を強化するため、施設や装備の充実、教育訓練等により消防団の活動を支援します。また、消防団員の確保のため、団員の処遇改善を図るとともに、常備消防との連携強化に努めます。

【主要事業】

◆ 防火水槽等整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
消防水利充足率	81.0 %	82.0 %	85.0 %	83.0 %

基本計画の改訂にあたって

基本計画総論

安心していきいきと暮らせるまち

自然と調和した安全でうるおいのあるまち

豊かな心を育み人が輝くまち

快適で利便性の高い魅力あるまち

地域資源を生かした活力あふれるまち

市民とともに歩むひらかれたまち

資料編

(2) 救急体制の充実

① 救急サービスの高度化

救急資機材及び装備を充実するとともに、救急隊と医療機関との連携を強化し、救急サービスの充実・高度化を図ります。また、緊急性のない患者等の救急要請により重症者への対応の遅れが生じないよう、救急車の適正利用について啓発に努めます。

② 専門的人材の養成

救急業務全般の高度化に対応するために、高度かつ専門的な知識・技術を習得した救急救命士*・救急隊員を計画的に養成します。

③ 救命知識・技術の普及・啓発

より多くの市民が心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)の取扱いなど、救命知識・技術を習得するとともに救急救命率の向上のために、応急手当講習、普通救命講習、上級救命講習への参加を促進します。

【主要事業】

- ◆ 応急手当講習
- ◆ 普通救命講習
- ◆ 上級救命講習

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
応急手当・普通救命・上級救命講習参加者数	—	2,139 人	—	2,300 人
バイスタンダー CPR※実施率	—	51.3 %	—	65.0 %

(3) 火災予防の充実

市民の防火意識の高揚を図るため、自主防災会で実施される防災訓練・少年消防クラブ等を支援します。また、防火対象物や危険物施設等の予防査察を強化し、防火管理業務の適正な実行の指導に努めるとともに、条例に基づく住宅用火災警報器の設置促進のためのPRや指導を行うことにより住宅の火災予防の推進を図ります。

【主要事業】

- ◆ 自主防災会防災訓練支援

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
住宅用火災警報器設置率(条例適合分)	—	59.0 %	—	65.0 %

関連する計画・条例

- 岩倉市地域防災計画(昭和58年7月策定)
- 岩倉市火災予防条例



3 防犯・交通安全

現状と課題

- ・犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、地域住民同士がお互いに顔の見える信頼関係を築くことで、犯罪抑止機能を強化していくことが重要です。
- ・本市では、2008年(平成20年)3月に安全・安心なまちづくり推進条例を制定し、犯罪防止のために、市民、事業者及び市のそれぞれが連携した取組を推進しています。
- ・これまでに各行政区等が実施した「くらがり診断」に基づき450基の防犯灯を設置して、2014年(平成26年)には、市内防犯灯の全灯LED化を行うとともに、防犯ネットワーク会議において、各種団体間での意見交換や活動情報を共有し犯罪防止に努めてきました。
- ・一方、市民の間でも、地域の安全は自分たちで守るという意識が高まり、各種団体や地域安全パトロール隊による地域防犯活動が活発に行われています。
- ・しかし、市内では自転車盗、自動車盗、侵入盗等が多発するなど犯罪発生件数が増加しており、今後はさらに、地域の自主防犯活動の支援・強化や、犯罪情報の提供などによる防犯意識高揚のための啓発、防犯灯や防犯カメラの整備などが必要となっています。
- ・高齢化の進展に伴い高齢者の交通事故が増加傾向にあることから、日常生活の安全・安心を確保するために、交通安全対策が重要な課題となっています。
- ・2015年(平成27年)6月には道路交通法改正により違反自転車に対する安全運転講習が義務づけられ、交通安全教育への取組が必要となっています。
- ・交通事故から交通弱者といわれる子どもや高齢者を守るために、警察による交通安全教室の開催などを通じて交通安全に対する意識を高めることが求められています。また、ガードレールやカーブミラーの設置、路面標示の引き直しなど、安全な交通環境の整備を推進する必要があります。

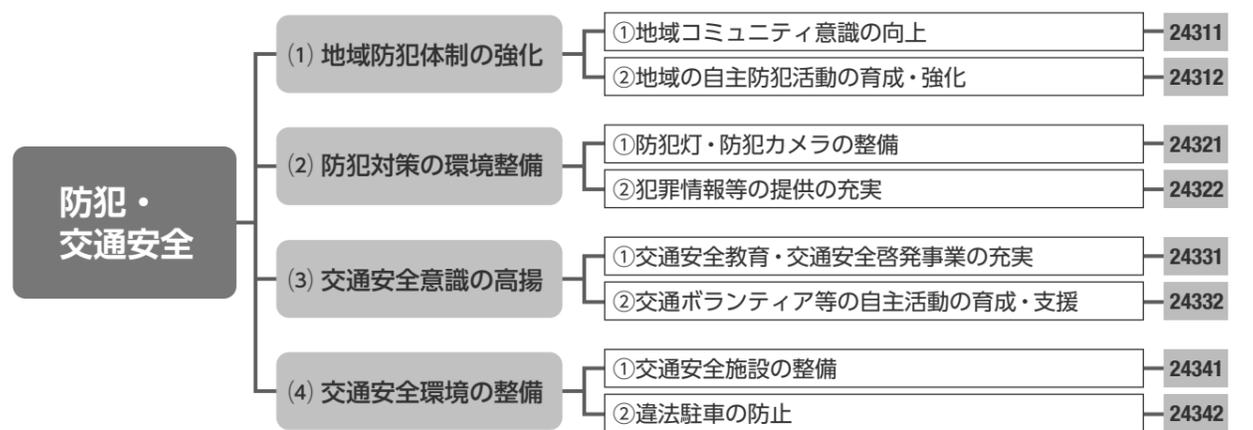
施策がめざす将来の姿

- 市民の防犯意識が高まり、地域の自主的な防犯活動が活発に行われ、犯罪が発生しにくいまちになっています。
- 幼児から高齢者までの交通安全教育が行われ、市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少なくなっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
歩行者や自転車の交通安全対策に満足している市民の割合	61.0%	58.4%	64.0%	67.0%
防犯面において安心できると考えている市民の割合	23.8% (H22)	28.6% (H26)	25.0%	27.0%

施策の体系



施策の内容

(1) 地域防犯体制の強化

① 地域コミュニティ意識の向上

地域住民相互の協力関係や地域防犯活動が犯罪防止につながることから、地域での防犯教室の開催や防犯関連情報の提供などを通して、地域コミュニティの重要性や防犯への意識の向上を図ります。

② 地域の自主防犯活動の育成・強化

地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガード*など各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行っていきます。また、子どもが危ない目にあつた場合に助けを求めるための緊急避難場所としての「こども110番の家*」の増設を市民・事業所等の協力を得ながら促進します。

【主要事業】

- ◆防犯啓発事業
- ◆防犯設備整備費等補助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
防犯パトロールなどの取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合	74.0%	71.7%	76.0%	78.0%
犯罪発生件数	1,229件 (H21)	508件 (H26)	1,100件	370件

基本計画の改訂にあたって

基本計画総論

安心していきいきと暮らせるまち

自然と調和した安全でうるおいのあるまち

豊かな心を育み人が輝くまち

快適で利便性の高い魅力あるまち

地域資源を生かした活力あふれるまち

市民とともに歩むひらかれたまち

資料編

(2) 防犯対策の環境整備

① 防犯灯・防犯カメラの整備

犯罪の発生を抑止して市民を犯罪から守るため、防犯灯や自転車盗対策のための防犯カメラの整備を推進していきます。また、LED 防犯灯の設置を進めるとともに、故障時には地域との連携を図りながら迅速な対応をしていきます。

② 犯罪情報等の提供の充実

防犯対策の必要性を啓発し防犯意識の向上を図るため、ほっと情報メールや広報紙、ホームページを通じて窃盗犯主要手口別の犯罪発生状況などの情報を提供するとともに、個人や家庭で活用できる防犯物品の紹介を行います。

【主要事業】

◆防犯灯設置事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
防犯灯設置数	3,034 基	3,183 基	3,244 基	3,369 基

(3) 交通安全意識の高揚

① 交通安全教育・交通安全啓発事業の充実

幼稚園・保育園での交通安全教室の開催により、幼児の交通安全意識を育てるとともに、特に自転車による重大な事故を防止するため児童・生徒・高齢者には、より実践的な交通安全教育を行います。また、交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体による啓発活動を支援します。

② 交通ボランティア等の自主活動の育成・支援

通学路における児童の交通安全を地域ぐるみで見守るために、交通ボランティア等の地域活動の育成と支援を促進します。

【主要事業】

◆交通安全教室

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
交通安全教室参加者数	3,302 人	2,792 人	3,400 人	3,500 人

(4) 交通安全環境の整備

① 交通安全施設の整備

安全・安心な交通環境を確保するため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、破損施設の早期発見及び修繕などの適切な維持管理に努めます。また、路面標示による注意喚起も適宜実施するとともに、通学路を含めカラー化した舗装の再塗装も必要に応じ実施します。

② 違法駐車防止

警察との連携により、路上駐車・迷惑駐車に対するモラル向上の啓発活動や放置自動車対策に努めます。

【主要事業】

◆交通安全施設整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
交通事故(人身事故)件数	238 件	236 件	230 件	220 件

関連する計画・条例

- 岩倉市交通安全条例
- 岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例
- 岩倉市環境保全に関する基本条例
- 岩倉市子ども条例